

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 27 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症に対する院内感染について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本会新型コロナウイルス感染症対策本部にて『もしも歯科診療所内でコロナ感染が起こったら』を作成しましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔別添〕

「もしも歯科診療所内でコロナ感染が起こったら」 令和 2 年 3 月 27 日

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会
新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策本部
事業第一課 医療管理・調査担当 羽二生・正岡
TEL 03-3262-1149（直通）
FAX 03-3262-4199

もしも歯科診療所内でコロナ感染が起きたら

感 染

(令和2年3月27日)

院長（歯科医師1名の歯科診療所）が感染した場合

- ①保健所への報告
- ②従業員（濃厚接触者）等への感染の有無の確認
→自宅待機並びにPCR検査等
- ③いつまで休診するか→院長（感染者）のPCR検査が陰性になるまで
- ④診療所の環境消毒
→国立感染症研究所作成「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」参照
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200319.pdf>
- ⑤従業員の休診期間中の保証
→新型コロナに関するQ&A
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000598680.pdf>
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html
- ⑥休診期間中の所得補償
→(1)民間保険の休業（所得）補償保険の利用
(2)借入
 - ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付け（特別利子補給制度）→6,000万円
 - ※ 日本政策金融公庫 事業相談ダイヤル 0120-154-505https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf

従業員（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、受付等）が感染した場合

- ①保健所への報告
- ②診療所の環境消毒
→国立感染症研究所作成「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」参照
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200319.pdf>
- ③濃厚接触者等（職員、患者含む）への感染の有無の確認
- ④従業員に対する賃金について
※<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000598680.pdf>
- ⑤診療所の事業継続について
 - (1)休診期間の判断
→濃厚接触者等の感染の可能性を判定するために概ね2週間程度の自宅待機等が必要であることから、2週間程度の休診はやむを得ないと考える
 - (2)その他→診療所の休診による減収に対する対策（上記⑥参照）

以上は随時変更・追加される場合がありますので、考慮の上参考にして下さい。